

# 相談票添付書類

## 1 添付書類一覧

事業の種類		市街化区域における 開発行為等	市街化調整区域における 開発行為・建替え等
添付書類			
1	相談票	○	○
2	案内図	○	○
3	土地登記事項証明書 <sup>1</sup> (発行後6か月以内)	○	○
4	公図 <sup>1</sup> (発行後3か月以内)	○	○
5	建物登記事項証明書 <sup>1</sup> (発行後3か月以内)	○ (既存建築物がある場合)	○ (既存建築物がある場合)
6	建築確認	○ (既存建築物がある場合)	○ (既存建築物がある場合)
7	土地利用計画平面図 <sup>2</sup>	○ ※宅地分譲の場合は、区画 割計画が分かること。	○ (専用住宅以外の場合)
8	計画建築物平面図、立面図 <sup>2</sup>	○	○ (専用住宅以外の場合)

備考 添付書類は、写し（コピー）で構いません。

## 2 提出先

建築開発課指導担当

## 3 その他

相談票の回答は、相談票を提出してから2週間程度かかります。

<sup>1</sup> 土地登記事項証明書、建物登記事項証明書及び公図は、さいたま地方法務局鴻巣出張所において有料で取得できます。

<sup>2</sup> 土地利用計画平面図及び計画建築物平面図、立面図の添付は、用意できる範囲でお願いします。